

追 錄

教育小六法

平成22年版

平成22年版の内容現在日（平成21年12月1日）以降に公布された、児童扶養手当法の一部を改正する法律をはじめ学校教育法施行規則の一部を改正する省令、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令などを収録した。

学陽書房

東京都千代田区飯田橋1-9-3
(編集) TEL 03-3261-1112
(営業) TEL 03-3261-1111
振替/00170-4-84240
© GAKUYO SHOBO, 2010

○児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第一百三十八号）の一

平成二・六・二
法 四 ○

部を次のように改正する。

第一条中「父」の下に「又は母」を加える。

第三条第二項中「受けた」の下に「父又は」を加え、同条

第三項中「父」を「父又は」に改める。

第四条第一項中「いすれかに該当する児童の母がその児

童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしな

い場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育す

るその児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を

維持することをいう。(以下同じ。)とき、前号イからホ

ハ、前号JからKまでに該当する児童と同居して、これを

監護する者を「に掲げる場合の児童」といい、それぞれ当該各号

に定める者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合(当該母イ父母が婚姻を解消した児童ロ父母が死した児童ハ父が政令で定める程度の障害の状態にある児童ニ父の生死が明らかでない児童ホその他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの)

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。(以下同じ。)とき、前号イからホハ、前号JからKまでに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合、父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき(当該養育者)

九 父又は母の死について支給される遺族補償等を受けられる者ができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過しないとき。

十 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

十一 母の生計を同様としているとき。ただし、その者が前項第一号へに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

十二 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合

て支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

第六条第一項第六号ただし書及び第七号中「前項第二号」を「前項第五号」に改め、同項に次の六号を加える。

八 父の死について支給される遺族補償等を受けることができる者の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過しないとき。

九 父又は母の死について支給される遺族補償等を受けられる者ができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過しないとき。

十 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

十一 母の生計を同様としているとき。ただし、その者が前項第一号へに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

十二 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

十三 母の死について支給される遺族補償等を受けること

とができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該旅館補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第四条第三項に「母」の下に「父に対する手当」あつては当該父が²を加え、同条の次に次の二条を加える。

(支給の調整)

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は

当該父が²を加え、同条の次に次の二条を加える。

(児童に対する手当)

第四条中「母」を「父又は母」に改め、「手当は、そ

の「又はその」及び「扶養義務者その」の下に「父若しくは」を加える。

第十三条の二第一項及び第十四条第四項中「母に限る」を

「同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は

当該児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は

当該父が²を加え、同条の次に次の二条を加える。

(児童に対する手当)

第四条中「母に」を「父又は母に」に改め、「手当は、そ

の「又はその」及び「扶養義務者その」の下に「父若しくは」を加える。

第十五条第三項に「母」の下に「父に対する手当」あつては当該父が²を加え、同条の次に次の二条を加える。

(児童に対する手当)

第五条第三項に「その監護」を「第四

条」に改め、「該当する児童」の下に「であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）」を加える。

第六条第一項中「監護」又は「養育する児童」を「監護等児童」に改め、同条第三項中「その監護又は養育する児童」を「監護等児童」に改める。

第九条第一項中「第一号又は第四号」を「第二

項第一号又は二号」に改め、「母がない児童」を「父

の一部を次のように改定する。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改定する。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の及び厚生補助を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は

専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の及び厚生補助を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は

専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補助を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は

専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補助を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は

専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補助を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

る。

第十一条中「母に」を「父又は母に」に改め、「手当は、そ

の「又はその」及び「扶養義務者その」の下に「父若しくは」を加える。

第十三条の二第一項及び第十四条第四項中「母に限る」を

「同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は

当該児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は

当該父が²を加え、同条の次に次の二条を加える。

(児童に対する手当)

第十六条中「が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童」を「監護等児童であった者」に改め、第十七条中「その監護し若しくは養育する児童」を「監

護者を除く」に改める。

第十八条の二第一項及び第二項中「母に限る」を「養育者に限る」に改め、第十九条第一項中「父の下に「又は母」を加え、同条

第一項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第一号」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

第二十九条第一項中「父の下に「又は母」を「第四条第一項第一号」に改め、「父」の下に「若しくは母」を「父」に改め、同条

第一項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第一号」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

第二十九条第一項中「父の下に「又は母」を「第四条第一項第一号」に改め、「父」の下に「若しくは母」を「父」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年八月一日から施行する。

ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に二項を加える改正規定中「同項第一号」を「同項第一号又は第二号」に、「同項第二号から第五号まで」を「同項第一号から今まで又は第二号口から第五号まで」に改め、附則第二条中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号又は第二号イ」に改める。

（附則第二条）

第一条 この法律は、平成二十一年八月一日から施行する。

ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に二項を加える改正規定中「同項第一号」を「同項第一号又は第二号」に、「同項第二号から第五号まで」を「同項第一号から今まで又は第二号口から第五号まで」に改め、附則第二条中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号又は第二号イ」に改める。

（附則第二条）

第一条 この法律は、平成二十一年八月一日から施行する。

ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第十六条中「専門職大学院設置基準 平成十五年文部科学省令第

十六号」の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「みなすことのできる単位数」の下に「（第十九条第一項に次にたどり单位の修得を修了の要件に加え、九十三単位を超えて単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超えた部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことのできる。）」を加える。

（附則第二条）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（附則第二条）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（附則第二条）

○幼稚園設置基準の一部を改正する省令

平成二・三・一〇
文科令五

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の表第八条第一項の項を次のように改める。

第八条	
耐火建築物で、幼兒の退避上必要な施設を備えるものについて、これらの施設を第一階に設ける。	耐火建築物で、幼兒の退避上必要な施設を備えるもの又は児童福祉施設最低基準（昭和一十三年厚生省令第六二二号）第八十条第一項第八号イ、ロ及びヘの要件に該当するものについてはこれらの施設を第一階に、同号ロからチまでに掲げたる要件に該当するものについてはこれらの施設を第一階以上階に設ける。

この省令は、公布の日から施行する。

附

社会福祉学 職業指導を含む

高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉

社会福祉援助技術
介護理論及び介護技術

社会福祉総合実習（社会福祉支援実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）

人体構造及び日常生活行動に関する理解

加齢及び障害に関する理解

第七条第五項第一号ロ中「それぞれ単位の下に、又は

当該教育課程等に関する科目」に改める。
及び当該教育課程等に関する科目並びに心算論等に関する科目

第十条の六第二項中の「一種免許状、養護教諭

状」を「栄養教諭の一種免許状」を栄養

教諭の「一種免許状」に改め、「それを」及び「規定する」の下に「一種免許状又は」を「別表の」の下に「專修免許状又は」を加える。

第三十六条第一項に次の二号を加え、同条第二項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

五 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市

の教育委員会

- 第一条 第二号又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。
- 附則 第三十四条第一項の「第一号又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。
- 附則 第二十九条第一項の「(一) 平成二十一年四月一日」を「(一) 平成二十二年四月一日」に改める。

（施行期日）

平成二十一年四月一日
（経過措置）

2 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「(一) 平成二十一年四月一日以後に課程認定大学に入学した者の各号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。」に改める。

第一教育職員免許法施行規則第四条及び第五条の改正規定において「課程認定大学」という。第六百八十三条の規定により、當該大学が定める年間を當該大学の修業年限に通算された者、同法第六百八十七条、第一百二十二条又は第三百二十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学へ入学し当該退学までの在学期間に修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学へ入学し当該卒業までの在学期間に修業年限に通算された者を除く。以外の者であつて、平成二十一年三月三十一日までに、旧規則第六条に規定する福智の教科についての教科に関する旨の最低修得単位数を修得した者は、新規則第五条に規定する福智の教科に関する科

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成二・三・二四
文科令八

学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「三十」を「三十一」に改める。

附則 第一項の「(一) この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。」

第五条の表中	
社会福祉学 職業指導を含む	社会福祉学 職業指導を含む 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉支援実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）

この省令は、公布の日から施行する。

附

社会福祉学 職業指導を含む

高齢者福祉、児童福祉及び障

害者福祉

社会福祉援助技術

介護理論及び介護技術

社会福祉総合実習（社会福祉

支援実習及び社会福祉施設等

における介護実習を含む）

を

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表保健体育の項中「体育と公民」の下に「体育史」を加える。

第五条の表中	
社会福祉学 職業指導を含む	社会福祉学 職業指導を含む 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉支援実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）

この省令は、公布の日から施行する。

附

社会福祉学 職業指導を含む

高齢者福祉、児童福祉及び障

害者福祉

社会福祉援助技術

介護理論及び介護技术

社会福祉総合実習（社会福祉

支援実習及び社会福祉施設等

における介護実習を含む）

を

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の部を次のように改正する。

第五条第一項中「三十」を「三十一」に改める。

第五条の表中	
社会福祉学 職業指導を含む	社会福祉学 職業指導を含む 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技术 社会福祉総合実習（社会福祉支援実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）

この省令は、公布の日から施行する。

附

社会福祉学 職業指導を含む

高齢者福祉、児童福祉及び障

害者福祉

社会福祉援助技術

介護理論及び介護技术

社会福祉総合実習（社会福祉

支援実習及び社会福祉施設等

における介護実習を含む）

を

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(抄)

平成三・六・一五
文科令一五

(学校教育法施行規則の一部改正)
第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一百七十条中「同法同条第項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」を「学校教育法第百十条第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に改める。

第一百七十二条の次に次の二条を加える。

第二百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること
三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

九 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第一百七十九条中「第一百七十二条」を「第一百七十二条の二」に改める。

(大学設置基準の一部改正)
第一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改める。

第二条の二見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

附 則
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二条の二見出し中「の公表等」を「定める」に改め、同条を第二条とする。
第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

(高等専門学校設置基準の一部改正)
第三条 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第一三号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定

(短期大学設置基準の一部改正)
第四条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

(短期大学設置基準の一部改正)
第六条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

め、公表する」を「定める」に改め、同条を第三条とする。

第三条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第三条の二とする。

第三条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定